

広島県告示第七百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止年月日
株式会社リプルケアーセン ター	広島市西区己斐中 二丁目二三番一 号	世羅リプルケ アーセンター	世羅郡世羅町小 国 四九二番地二	平成二九年六 月二八日
株式会社リプルケアーセン ター	広島市西区己斐中 二丁目二三番一 号	世羅リプルケ アーセンター	世羅郡世羅町小 国 四九二番地二	平成二九年六 月二八日
株式会社リプルケアーセン ター	広島市西区己斐中 二丁目二三番一 号	ショートステ イ世羅リプル ケアーセンター	世羅郡世羅町小 国 四九二番地二	平成二九年六 月二八日